

記 録

令 和 6 年 5 月

日向市農業委員会定例総会議事録

令和6年5月28日（火）

記 録

令和6年5月農業委員会定例総会議事録

令和6年5月農業委員会定例総会を令和6年5月28日（火）午後3時から  
日向市役所 第1・2・3委員会室において開催する。

農業委員の出欠

出席委員（14名）

1番	股野満男	2番	細川豪邦
3番	甲斐英教	4番	前川ふじ子
5番	平野直樹	6番	山本孝志
7番	海野善文	8番	鈴野浅夫
9番	治田健	10番	松木親則
11番	山本恵子	12番	黒木耕作
13番	池田慶子	14番	新名浩

欠席委員（0名）

農地利用最適化推進委員の出席者

出席委員（16名）

15番	岩田政詞	16番	黒木義行
17番	橋口泉	18番	菊田泰徳
19番	佐藤力	20番	田代百合子
21番	河野美紀	22番	黒木博
23番	海野茂実	24番	伊東松実
25番	溝口一文	26番	黒木藤市
27番	黒木敬治	28番	黒木豊喜
29番	山口佐知男	30番	児玉克朗

事務局出席者

事務局長	北住英介	事務局長補佐	柏田高宏
主任主事	井本彩		

## 記 録

### 日程第1 議事録署名者の指名

2番 細川 豪邦 委員

7番 海野 善文 委員

### 日程第2

議案第24号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第25号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第26号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画について

議案第27号 農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画について

議案第28号 非農地証明願いについて

議案第29号 農地のあっせん申出について

議案第30号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について

報告第20号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第21号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

報告第22号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第23号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第24号 農地転用許可申請後の許可状況報告について

# 記 録

以上、会議の顛末を記し、記録に相違ないことを認めここに署名する

会 長

2 番

7 番

記 録

議事録

開 会 午後 3 時 0 0 分

議長 ただいまから、令和 6 年 5 月日向市農業委員会定例総会を開会します。  
日程第 1 議事録署名委員については、2 番細川豪邦委員、7 番海野善文 委員を指名します。よろしくお願ひします。  
次に、日程第 2 議案審議に入ります。  
議案第 2 4 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてであります。事務局から説明をお願いします。

事務局 受付番号 1 0、土地の所在地は平岩、畑が 1 筆で 7 9 m<sup>2</sup>です。譲受理由、譲渡理由ともに贈与による所有権移転です。  
申請地は平成 3 年に 3 条の許可を受けていましたが、所有権の移転がされないまま当時の所有者が亡くなり、相続されていたため、改めて申請をされたものです。所有権移転後は露地野菜を作付けされると伺っています。  
受付番号 1 1、土地の所在地は東郷町山陰、田が 1 筆で 1, 1 1 0 m<sup>2</sup>です。譲受理由は規模拡大、譲渡理由は相手方の要望です。売買による所有権移転で、所有権移転後は、水稻を作付されると伺っています。  
受付番号 1 2、土地の所在地は富高、田が 2 筆で 1 8 4. 3 6 m<sup>2</sup>です。譲受理由は規模拡大、譲渡理由は相手方の要望です。売買による所有権移転で、所有権移転後は、耕作表土を客土して果樹を作付されると伺っています。  
全て農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請で、同法の第 2 項の各号には該当いたしません。  
以上 3 件、皆さまのご審議をお願いいたします。

議長 番号 1 0 担当の 3 0 番委員から補足があれば説明をお願いします。

3 0 番委員 3 0 番委員です。特に問題ありません。

議長 次に、番号 1 1 担当の 1 7 番委員から補足があれば説明をお願いします。

1 7 番委員 1 7 番委員です。特に問題ありません。

議長 次に、番号 1 2 担当の 1 8 番委員から補足があれば説明をお願いします。

1 8 番委員 1 8 番委員です。特にありません。

議長 事務局及び担当委員から説明のありました本案件について、御質問、御意見はございませんか。  
ないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第 2 4 号については許可することに決定します。  
次に、議案第 2 5 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてであります。事務局から説明をお願いします。

事務局 受付番号 9、土地の所在地は美々津町、畑が 1 筆で 7 4 m<sup>2</sup>です。売買による所有権移転で、転用目的は駐車場です。申請者はこの隣接地で事業を営んでおり、以前から駐車場として利用するため交渉し、売買契約が成立したため申請

記 録

事務局 | に及んだものです。申請地の南側及び東側の法面はコンクリート舗装されており、雨水は敷地内自然浸透し、生活雑排水はありません。資力の証明等も提出されているため一般基準を満たしており、第2種農地の許可基準に該当し、申請内容から代替地もないため立地基準も満たしていると考えられます。

受付番号10、土地の所在地は平岩、畑が2筆で353㎡です。贈与による所有権移転で、転用目的は住宅及び倉庫建築です。議案書に追認とありますとおり、既に転用済みです。

申請人にお話を伺ったところ、昭和29年頃に申請人が当時の所有者から土地を買い、農地法の申請が必要なことを知らず家と牛舎を建ててしまったとのことで、理由書が提出されています。

今後も現況のまま活用するとのことで、一般基準を満たしており、第2種農地の許可基準に該当し、申請内容から代替地もないため立地基準も満たしていると考えられます。

以上2件、皆さまのご審議をお願いいたします。

議長 | 番号9担当の22番委員から補足があれば説明をお願いします。

22番委員 | 22番委員です。問題ありません。

議長 | 次に、番号10担当の25番委員から補足があれば説明をお願いします。

25番委員 | 25番委員です。特に問題ありません。

議長 | 事務局及び担当委員から説明のありました本案件について、御質問、御意見はございませんか。

ないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 | ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第25号については承認することに決定します。

次に、議案第26号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画についてであります。事務局から説明をお願いします。

事務局 | 番号14、土地の所在地は富高、畑が10筆で1,684.91㎡です。新規の賃貸借権の設定で、期間は令和6年7月1日から5年間、賃金は反当3,000円です。

番号15、土地の所在地は富高、田が1筆で998㎡です。新規の賃貸借権の設定で、期間は令和6年7月1日から5年、賃金は6,000円です。

番号16、土地の所在地は塩見、畑が28筆で5,268.90㎡です。新規の賃貸借権の設定で、期間は令和6年7月1日から7年、賃金は反当1,000円です。

以上3件、皆さまのご審議をお願いいたします。

議長 | 事務局から説明のありました本案件について、御質問、御意見はございませんか。

ないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

記 録

- 議長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第26号については原案のとおり承認することに決定します。  
次に、議案第27号農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画についてであります。事務局から説明をお願いします。
- 事務局 受付番号28、土地の所在地は東郷町山陰、田が6筆、畑が3筆で合計8,490㎡です。  
親子間の生前贈与で、所有権移転時期は令和6年6月1日です。  
受付番号29、土地の所在地は美々津町、田が2筆で5,650㎡です。  
宮崎県農業振興公社の売買事業を活用したもので、5年前に譲受人から申請があり公社が当時の所有者から購入し、譲受人に貸し付けていた農地について、期限がきたため購入するものです。所有権移転時期は令和6年6月20日です。  
以上2件、皆さまのご審議をよろしくお願いします。
- 議長 番号28担当の23番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 23番委員 23番委員です。特に問題ありません。
- 議長 事務局及び担当委員から説明のありました本案件について、御質問、御意見はございませんか。  
ないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第27号については承認することに決定します。  
次に、議案第28号非農地証明願いについてであります。事務局から説明をお願いします。
- 事務局 受付番号8、土地の所在地は幸脇、畑が1筆で304㎡です。  
申請地は山林化している状況で、証明内容どおり、10年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地となっています。  
以上1件、皆さまのご審議をよろしくお願いします。
- 議長 番号8担当の27番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 27番委員 27番委員です。特に問題ありません。
- 議長 事務局及び担当委員から説明のありました本案件について、御質問、御意見はございませんか。  
ないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第28号については、証明書を交付することに決定します。  
次に、議案第29号農地のあっせん申出についてであります。事務局から説明をお願いします。
- 事務局 受付番号1、土地の所在地は塩見、田が1筆で2,784㎡です。

記 録

- 事務局 所有者は亡くなっていますが、相続人より売りたいということで申出が出されています。  
以上1件、皆さまのご審議をお願いします。
- 議長 ここで、農地部会長から報告をお願いします。
- 農地部会長 農地部会長です。本日、総会に先立ちまして農地部会を開催しました。申出が出されている農地につきまして、あっせんを承諾し、あっせん委員を28番委員、6番委員をお願いしてはどうかということになりました。よろしくお願ひします。
- 議長 事務局から説明及び農地部会長から報告のありました本案件について、御質問、御意見はございませんか。  
ないようですので、お諮りします。あっせんの申出を承諾し、6番委員、28番委員をあっせん委員とすることに賛成の委員は挙手をお願いします
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第29号については、農地のあっせんに取り組むことに決定します。あっせん委員には御苦勞ですが、よろしくお願ひします。  
次に、議案第30号令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況についてであります。事務局から説明をお願いします。
- 事務局 農業委員会事務の実施状況等については、農業委員会等に関する法律第37条で農業委員会は事務の実施状況等を公表しなければならないと規定されていることから、今回、議案として審議していただくものでございます。  
それでは、内容について説明します。  
Ⅰ「農業委員会の状況」では、管内の耕地面積や農家数、農業委員会の体制等を記載しております。令和5年度当初の目標に対する実績についてなので、農業委員会の現在の体制等については改選前の状況が記されています。  
Ⅱ「最適化活動の実施状況」につきまして、現状及び課題、目標及び実績等については、記載のとおりです。令和5年度の新規集積は12haとなっています。遊休農地については、新規発生が16.02ha、解消が1.09haです。新規参入については実績0となりました。  
農業委員会としての目標の達成状況は目標に対して期待を下回る結果となりました。  
続きまして、Ⅲ「事務の実施状況」ですが、昨年度1年間の許可申請等についてまとめています。  
ここまでの、議決後ホームページ等で公表を行う事項となっています。ここまでのについては、質疑等により適宜修正を行いたいと思いますが、次の資料については、皆様に意見を出していただきたい内容となっています。個別の活動実績、成果実績については参考として記載していますが、あくまで個人評価ですのでこちらはそのままとさせていただきたいと思ひます。  
説明は以上となります。皆様のご審議を、よろしくお願ひします。
- 議長 事務局から説明のありました本案件について、御質問、御意見はございませんか。  
ないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。
- (全員挙手)



## 記 録

議長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第30号については原案のとおり了承することに決定します。  
以上をもちまして、議案の審議を終了します。  
続きまして、報告第20号から24号までについて、事務局長から報告をお願いします。

事務局長 最初に、報告第20号農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出についてです。議案書33ページから35ページまでです。  
届出件数は1件、土地は畑1筆で面積は337㎡です。  
転用目的につきましては、駐車場でありとなっております。  
次に、報告第21号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出についてです。議案書36ページから41ページまでです。  
届出件数は10件、土地は田3筆、畑10筆で面積は3,616㎡であります。  
転用目的につきましては、個人住宅等であります。  
次に、報告第22号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。議案書42ページから49ページまでです。  
届出件数は5件、所有権の相続であり、土地は田42筆、畑3筆で面積は22,614.82㎡であります。  
次に、報告第23号農地法第18条第6項の規定による通知についてです。議案書50ページから51ページまでです。  
通知件数は1件、賃貸借権の合意解約であり、土地は畑1筆で面積は1,361㎡であります。  
以上、報告第20号から報告第23号までについて、既に事務局で届出を受け、専決処分していることを御報告いたします。  
最後に、報告第24号農地転用許可申請後の許可状況報告についてであります。議案書52ページから54ページまでです。  
令和6年3月の定例総会で可決した農地法第5条申請4件について、県知事から許可が下りていることを御報告いたします。

議長 事務局長からの報告案件について、御質問、御意見はございませんか。  
ないようですので、報告案件を終了します。  
以上をもちまして、令和6年5月日向市農業委員会定例総会を閉会します。